

野教社体第54号

平成29年5月29日

野田市スポーツ推進審議会

会長 平井 忠 様

野田市教育委員会

教育長 東 條 三枝子

野田市スポーツ推進計画の策定について（諮問）

野田市スポーツ推進審議会条例第2条第1項第1号の規定により、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第2次野田市スポーツ推進計画の策定について

2 諮問趣旨

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法により、都道府県及び市町村の教育委員会は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めることとされたことから、野田市では、野田市における中長期的なスポーツ推進の基本計画を作成することとし、平成25年2月に国のスポーツ基本計画を参酌し、計画期間を平成25年度から平成29年度までとする「野田市スポーツ推進計画」を策定しました。

国において、第1期の計画を総括し、第2期スポーツ基本計画を策定したこと、さらに、全市的にスポーツ推進に取り組む指針を策定する必要があることから、当市においても第2次の野田市スポーツ推進計画の策定についてお諮りするものです。

3 策定の視点

- ① 第1次野田市スポーツ推進計画の総括を踏まえたものであること。
- ② 子供から大人まで市民全体が取り組める計画であること。
- ③ 新総合計画との整合を図り、可能な限り数値目標を設定すること。